

社会福祉法人三島市社会福祉協議会

身近な地域の居場所づくり助成事業 募集要項

1. 助成の目的

この助成制度は、住民が主体となって運営する身近な地域の居場所づくりを行う団体に対し、その活動費を助成することにより、支え合いのまちづくりを進めることを目的としています。

2. 助成対象となる団体

次の（１）～（３）の全てに該当する団体とします。

- （１）三島市民により構成される非営利の団体
- （２）継続的かつ計画的な活動を行う団体
- （３）当該年度に三島市社協による他の助成金を受けていない団体

3. 助成対象となる活動

次の（１）～（５）の全てに該当するものとします。

- （１）三島市内で行われる活動であること
- （２）参加者が５名以上であること
- （３）２ヶ月に１回以上の頻度で開催されること
（１回あたりの開催時間が概ね２時間以上）
- （４）責任のある運営が行われること
- （５）特定の者を対象とせず、地域住民に開かれた運営が行われること

※ 次の活動は助成対象外とします。

- ・営利や政治的、宗教的活動を目的とした活動
- ・特定の趣味やスポーツなどに限定した習い事教室、サークル活動

4. 助成対象となる経費

- （１）報償費…外部講師、専門家への謝礼等
- （２）使用料・賃借料…会場や機材の使用料等
- （３）印刷製本費…ポスター、チラシ、資料の印刷費等
- （４）備品費…事業に使用する備品等
- （５）消耗品費…用紙、文房具、インク代、茶菓子代等
- （６）通信運搬費…郵便代等

- (7) 保険料…行事保険等
 - (8) その他…経費として本会がみとめるもの
- ※人件費は対象外とします。

5. 助成金

次の(1)と(2)の合計を助成金額とします。

(1) 運営経費助成金

年間開所日数	助成額 (年額)
5～6日 (2ヶ月に1日程度)	5,000円
11～12日 (月1日程度)	10,000円
20～24日 (月2日程度)	15,000円
30～36日 (月3日程度)	20,000円
40～48日 (月4日程度)	25,000円
51日以上 (月5日以上)	30,000円

(2) 世代間交流助成金

内容	助成額 (年額)
地域の居場所を拠点に、子どもから高齢者まで世代を超えた交流を年1回以上実施。	10,000円

※世代間交流を実施しない場合、(2)の助成額は0円となります。

6. 申請期間と申請方法

申請は年間を通じて受け付けています。申請団体の構成員が以下の申請書類を社協窓口まで持参してください。郵送や代理の方による申請は受け付けません。申請書類は、社協ホームページからもダウンロードできます。

【申請に必要な書類】

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) 身近な地域の居場所づくり助成事業申請書
- (3) 団体構成員名簿
- (4) 会則 (ある場合)、その他事業の内容を確認できる書類等
- (5) 予算書

7. 助成金の交付決定

提出された申請書等を内部で審査のうえ、助成の可否を決定し、交付決定通知書により、申請団体に通知します。助成金交付の決定通知を受けた団体は、速やかに必要書類をご提出ください。

8. 実績報告

助成事業等の終了、もしくは助成金交付に係る会計年度が終了したときから1ヶ月以内に、下記の書類をご提出ください。提出期限が守られなかった場合、翌年度の申請はできませんので、必ず提出期限内にご提出をお願いいたします。

【実績報告に必要な書類】

- (1) 補助事業完了報告書
- (2) 事業報告書
- (3) 決算書

9. 助成金の返還

助成事業終了後、申請時に計画した実施回数よりも少なくなってしまった場合や、当該事業に使用した経費が助成額を下回っていた場合、差額を返還していただきます。

10. 居場所情報の公表

助成金の対象とする居場所に関する情報については、今後広く公表させていただきます。

11. その他

助成金は、予算の範囲以内での受付になりますので、予算に達した場合、受付を締め切る場合があります。

3年間連続で助成を受けた翌年度は、申請対象から除きます。